

別表第3（第5条関係）

経費区分	費目	細分	補助対象経費
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費（運搬費、保管料を含む）
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用 ①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用） ②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料） ③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）） ④負担金（事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費）
	(間接工事費)	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費であり、次の費用 ①機械器具等の運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け整地等に要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用
		一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費
	付帯工事費		本工事に付随する直接必要な工事に要する経費（必要最小限度の範囲で、本工事費に準じて算定したもの）
機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費	
測量及試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費	
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費
業務費	業務費		事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費（P P Aやリース等により実施される場合、事業を行うために直接必要な需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料を含む。）

以下の経費は、補助対象経費の対象外とする。

- ・ 工事費、設備費、業務費に係る消費税及び地方消費税相当額
  - ・ 補助申請手続き代行費
  - ・ 金融機関等に対する振込手数料
  - ・ 過剰であるとみなされるもの、汎用性のあるもの、予備若しくは将来用のもの又は補助対象事業以外においても使用することを目的としたものに要する経費
  - ・ 土地の取得及び賃借（一時的であって補助対象設備工事の請負業者が施工上直接必要な賃借は除く。）に係る経費
  - ・ 見積書において、諸経費としている経費（補助対象経費とする場合には、必ず経費を明確に区分して上述の補助対象経費に該当する経費のみ計上すること。）
- ※ 補助対象事業以外の設備と同時に設置する場合、工事費などは切り分けて、補助対象事業に係る部分のみを経費に算入すること。
- ※ 補助対象外の機器と共用となる場合は、補助対象部分を明確に区分できなければ対象外とする。